

平成25年度 第6回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成25年9月20日（金）13時00分から13時31分まで

2、開催場所：西宮市役所東館701会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	4番	田中	良平
	5番	松本	俊治
	6番	森畑	義明
	7番	大前	輝雄
	8番	前田	豊
	9番	松井	祐一
	10番	岡本	久一
	11番	茶谷	勝視
	12番	高田	孝
	13番	尾崎	清政
	14番	丸	幸良
	15番	奥村	幸弘

4、欠席委員（1人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第26号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第27号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田	俊也
係長	東	孝二
主事	北島	知晶

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。予定の時間となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数ですので農業委員会総会は成立いたしております。

委員一同 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

議長 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、6番の森畑委員と7番大前委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第6号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書1ページについてですが、議案第6号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」3件でございます。次のとおり西宮市農業委員会に対して許可申請書が提出されたので。許可の可否について決定を求めます。

【議案第6号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

議長 次に、地元委員の説明をお願いいたします。1と3については12番高田委員、2については11番茶谷委員が説明いたします。よろしく願いいたします。

高田(12番) それでは、地元委員として議案第6号の1について説明させていただきます。位置図につきましては議案書7ページの次のページでございます。申請農地は、阪急・阪神バス鷺林寺停留所の西北西約200mのところにあります。譲受人は、平成4年8月に鷺林寺1丁目に土地を取得し、大部分は資材置き場としてではありますが、一部は地元の農業者にも教えを請いながら畑作を続けてこられたものであります。新規に就農するため、農会には所属していませんが、下限面積もクリアし耕作に必要な機器も所有されており、近隣の農業者の方々とも仲良くされているように伺っております。併せて長男の孝俊氏も農業に強い関心を持ち、平成24年度甲山農業塾を無事修了し、申請人と力を合わせて耕作する予定です。

議長 また、申請人の住所は尼崎市ではありますが、兼業している工務店の業務で、平成4年より週に3～4日は鷺林寺に来ている状況から、この度の農地

法第3条許可申請につきましては、許可されても問題は無いと考えます。

続きまして、議案第6号の3についてご説明いたします。申請農地は、阪急・阪神バス鷲林寺停留所の北東約100mのところと、西約50mのところにそれぞれあります。本申請は、父母から長男への生前贈与を目的に行われたもので、耕作の状況は従前と変わるものではない為、許可をしても問題は無いと考えます。以上で、説明を終わります。

議長 それでは茶谷委員、よろしく願いいたします。

茶谷(11番) 議案第6号の2についてご説明いたします。申請農地は、阪急・阪神バス名塩西の口停留所の北約400mのところにあります譲受人は、上山口第3農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題は無いと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明が終了しました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第6号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第6号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにいたします。

議長 それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページ1件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の説明は終了しました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページ3件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして報告第26号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第26号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書5ページと6ページの4件でございます。

【議案書朗読】

申請地1は7月26日に現地調査をした結果、一部農小屋として利用され、一部畑作物が作付けされ、適正に肥培管理されていることを確認しました。申請人は農家台帳により年300日農業従事しており、中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

申請地2は7月26日に現地調査した結果、一部農小屋として利用され、一部畑作物が作付けされ、適正に肥培管理されていることを確認しました。申請人は農家台帳により年300日農業従事しており、中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

申請地3は8月9日に現地調査をした結果、主に水稻が作付けされ、肥培管理が適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年300日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、

添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

申請地4は8月22日に現地調査した結果、水稻が作付けされ、肥培管理が適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年40日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 最後に報告第27号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第27号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書7ページ4件でございます。

【議案書朗読】

8月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。